

ニュース・レター

NEWS LETTER
Dec. 2012

vol.
78



特集■環境保全型農業推進のための国際市民セミナー

「生態系と子どもを農薬から守るために～EUの農薬規制から学ぶ～」

国民会議は12月9日、ネオニコネットとの共催で、地球環境基金と一般社団法人アクト・ビヨンド・トラストの助成を受けて国際市民セミナーを開催し、農薬規制先進地域のEUから、スーザン・ハフマンズ氏（農薬アクションネットワーク）、ノア・サイモン氏（ベルギーの養蜂研究情報センター）、クリスチャン・シェブル氏（フランス環境NGO連合、元欧州環境局）を招いて、EUの農薬規制についてご講演いただきました。また、辻万千子氏（反農薬東京グループ）による日本の農薬規制の問題点の講演、パネルディスカッション、NGO戦略会議も行い、日本の農薬規制のあるべき方向性について議論を交わしました。2～8頁まで国際セミナーの講演等について特集します。

CONTENTS

- ② スーザン・ハフマンズ／新しいEUの農薬規制について
- ③ ノア・サイモン／EU農薬規制枠組みの進化——有機リン系農薬・ネオニコチノイド系農薬の例
- ④ クリスチャン・シェブル／REACHと農薬
- ⑤ 辻 万千子／日本の農薬規制とその問題点
- ⑦ パネルディスカッション報告
- ⑧ NGO戦略会議の報告
- ⑨ 院内集会「無人ヘリによる農薬空中散布を考える」の報告
- ⑩ 崎山比早子／講演会「低線量放射線の健康影響」
- ⑫ 高安さやか／アウトドア派、ネオニコ問題に一票
- ⑬ 渡邊 功／残されたダイオキシン問題—沖縄のエージェント・オレンジ疑惑の早急な真相解明を—
- ⑮ 水野 玲子／日本の専門家は何をしている？——米国小児科学会は、子どもの農薬曝露を減らすよう勧告

新しいEUの農薬規制について



国際農薬行動
ネットワークドイツ スーザン・ハフマンズ

PANについて

国際農薬行動ネットワーク（PAN）ドイツは1984年に設立された非営利組織であり、世界90カ国で600機関が活動している国際農薬行動ネットワーク（PAN）の一部である。

主に、農薬（薬業用途・農業外用途）に関する情報の提供、化学物質による植物保護や害虫管理に対する代替案の支援、政策提言等を行っている。

以前の農薬規制の問題点

農業で農薬を使用することで、職業的使用者（農家・害虫処理業者）およびその家族、たまたま近くにいたために農薬散布のドリフトによるばく露や定期的散布地域に住居する人に対するばく露量が高くなることもあり、ドイツでは、パーキンソン病が職業病として認定されている。農薬は環境全体に広がり、食品中にも残留し、低用量であっても慢性的影響のリスクがある。拡散した農薬は水質を汚染し、水生生態系に悪影響を及ぼしている。以前のEUの農薬規制は、約40年前から、農薬の販売前の試験・承認・許可、職業的使用者に資格検査等の義務付けを行ってきたが、ヨーロッパの農業地域の95%以上で農薬が使用されており、農薬への依存は高い。

EUの新たな農薬規制

以上のような状況を変えるため、農薬使用の低減化を目指して、EUでは2009年に、農薬の^{じょうし}上市（注）に関する規制（1107/2009/EC、以下「上市規制」）と、農薬の持続可能な使用（SUD）に関する指令（2009/128/EC、以下「SUD」）が導入された。

上市規則では、制限（カットオフ）基準をリスクベースからハザードベースに移行させ、制限（カットオフ）基準にかかったものは上市できなくなった。上市の承認期間は、これまでの10年から7年に短縮された。また、ミツバチについては、慢性的な影響

も考慮されるようになった。

次に、SUDは農薬使用について、空中散布禁止、訓練基準、化学物質に頼らない病虫害の総合的管理技術（IPM）案において、これまでは各国ごとに異なっていたものをEU域内での統一化をはかり、農薬のより持続可能な使用の実現を目指した。

新しい農薬規制に基づき、本当に農薬への依存度が下がるかどうかは、IPMを厳格に規定し、代替品の調査や有機農業をどれぐらい本気で支援するかということによって大きく左右される。

ネオニコチノイドの規制

ミツバチは、世界の16%以上の植物の受粉に関与しており、食糧生産に貢献している大変重要な昆虫である。ところが近年、ヨーロッパではミツバチが減少している。ミツバチに悪影響を与える要因はいろいろあるが、農薬の影響が考えられる。ネオニコチノイド系農薬には、ミツバチに対して高い急性毒性を持つことが明らかになっているものがある。EU加盟国のうち、スロベニア、フランス、ドイツ、およびイタリアの4つの加盟国が蜂に有害な数種類の農薬を一時「禁止」とするという法的措置をとった。イタリアでは禁止に伴い、モニタリングを実施したところ、農薬処理された種子を使用しなくても害虫による大きな被害がなく、ミツバチの損失は37.5%からおおよそ15%に減少するという結果となった。このように各加盟国の法的措置の甲斐があつて前向きな結果も出ているが、まだなすべきことは多く残っており、リスク管理の改善や被害予防の強化などが課題である。（報告：成嶋 里香）

（注）上市とは、ある商品を市場に出すということ。

EU農薬規制枠組みの進化

——有機リン系農薬・ネオニコチノイド系農薬の例



ベルギー養蜂研究情報センター ノア・サイモン

欧州における農薬規制に関する原則

欧州における農薬規制の基礎となる考えとして予防原則がある。予防原則とは、環境に重大あるいは回復不能な影響を及ぼす脅威が考えられる場合、科学的に因果関係が十分証明されない状況でも規制措置を可能にする考え方のことである。

指令91/414/ECによれば、欧州において存在する農薬は、その有効成分についてリスク評価を経た上で承認を得、ポジティブリストに登録されなければならない。これは、指令制定時に既に使用されていた有効成分についても同様である。リスク評価の前提として、メーカーは有効成分の有する毒性、残留性、水溶性などについての試験結果を欧州当局に提出し、当局の確認を経た上で、欧州委員会の承認を得る必要がある。

有機リン系農薬使用の原状

現在、欧州では有機リン系農薬はほとんど使用されていない。これは、指令制定時に既に使用されていた有機リン系農薬につき、メーカーがポジティブリスト登録につき必要なデータを提出しなかったためである。

その理由としては、①当時、有機リン系農薬には既に使用されていないものも多かったこと、②他により有効かつ有益な製品であるとされていたネオニコチノイド系農薬が開発中であったこと、③有機リン系農薬の一部は人に対してあまりに有毒であったこと、④既に特許切れになっている有効成分が多かったこと、⑤新製品の研究費の回収のために新製品の販売に力を入れる必要があったこと、などが挙げられる。

ただし、有機リン系農薬が全くヨーロッパで使われなくなったかという点、そうではなく、スペインではオレンジ果樹の処理に有機リン系農薬が使われ、付近ではミツバチの大量死が発生するなどの問題が生じている。これらの有機リン系農薬は2016年から2020年に許可期限が訪れる有効成分が大半であるため、有効期

間延長のための承認が得られるかどうか注目される。

ネオニコチノイド系農薬に対する対策

ネオニコチノイド系農薬は有機リン系農薬に代わる農薬として近年、そのシェアを拡大しているが、1990年代からミツバチの減少が野外で観測されるようになり、ネオニコチノイド系農薬がその原因であると疑われている。その根拠として、ネオニコチノイド系農薬の使用とミツバチの減少に相関があること、ミツバチの残留農薬分析の結果、ネオニコチノイド系農薬へのばく露が判明したこと、環境中に存在しうるネオニコチノイド系農薬濃度によってもミツバチに対する毒性が観測されたこと、などが挙げられる。

これらの問題に対して、養蜂家がデモを組織し、「ミツバチは社会の監視役」であって、ミツバチに問題があれば、その環境すなわち我々の環境に問題がある、という主張を広めた結果、市民社会では「環境の指標」としてのミツバチの役割に関心が高まることとなった。

これらの動きを受けて、EU各国は個別のネオニコチノイド系農薬製品の使用を停止するとともに、欧州委員会はネオニコチノイド系農薬について再度の評価を行っている。最終的に承認取消がなされるか否かの決定はまだなされていない。

まとめ

2009年には農薬の上市に関する規則が制定され、それまでより厳しい規制がなされるようになった。ヒトや動物に対して、急性・晩発的な有害性がないことが求められ、これには直接・間接を問わず、累積的影響や相乗効果がないことも含まれる。

(報告：馬場 篤子)

REACHと農薬



フランス環境NGO連合
元欧州環境局

クリスチャン・シェブル

国際シンポジウムの最後のEUからの講演者は、フランスのクリスチャン・シェブル氏だった。氏はフランス環境NGO連合に所属しているが、以前は元欧州環境局（EEB）に所属しており、新しい化学物質規制の法律であるREACHについて、その執行上の問題点を指摘した人物でもある。

REACH規制とは

EEBは1974年以降、ブルッセル（ベルギー）に本拠地を置き、31か国が参加するEU最大の環境NGOである。この団体は、ヨーロッパ市民の環境に対する意見を代表し、環境正義、持続可能な発展、および参加民主主義を支持している。

そして、REACHとは化学物質の安全な使用、取り扱い、用途に関する新しい欧州連合の法律で、厳しい登録（Registration）、評価（Evaluation）、認可（Authorization）および、制限（Restriction）などの制度を化学物質（Chemicals）に新たに適用するものである。この法律は従来の化学物質に関する膨大なEU法を置きかえ、他の環境と安全に関する法制度を補完するもので、2007年6月より実施されている。この法律制定の背景には、化学物質の使用によるヒトの健康や環境への影響に関する情報が不足していること、有害化学物質の代替に関する情報が不十分であることなどいくつかの要因があった。

REACH規制への批判

しかし、REACH採択から5年が経過し、EEBとクライアント・アースは、欧州化学物質庁（ECHA）がREACHの執行を怠ったために、化学物質の安全性が損なわれたと厳しく批判する報告書を発表した。この報告書作成で活躍したのがシェブル氏でもある。

報告書によれば、化学産業がREACHを機能さ

せるために必要なデータの供給を甚だしく怠った。また、欧州化学物質庁は、産業界のそのような状況を放置しているだけでなく、一般大衆にそのことを隠してきた。すなわち、2011年末から2012年3月までのあいだにNGOによって実施されたREACHの監査は、登録された物質の大部分に基本的な欠陥があることを見つけたというもので、REACHのふたつの大原則、ノーデータ・ノーマーケット原則と、物質ごとの登録を義務づけるという原則が、日常的に無視されていることがわかった。

REACH規制と農薬規制

REACH規制では、農薬規制で承認されている有効成分は「登録された物質」とみなされる。しかし、農薬として登録されている有効成分であっても、たとえば殺虫剤など農業用以外の用途で使用される場合には、登録のために必要な書類と同等の情報を欧州化学物質庁に提出しなければならないとされている。

EUの2009年の農薬規制法とREACHに基づく物質評価の一番大きな違いは、農薬規制では使用量の多さに関わりなく、使用前に承認を得ることが求められるが、REACHでは一定程度の使用量があるものにしか登録する必要がない、ということである。

内分泌かく乱物質の基準を開発することや、有害な化学物質が害を及ぼす前に代替できる仕組みをいかに作っていくかということは、農薬規制法とREACHに共通する課題である。

（報告：水野 玲子）

日本の農薬規制とその問題点



反農薬東京グループ 辻 万千子

日本の農薬規制はEUに比べて遅れている。根本的な原因は、日本では予防原則が無視されていることにあると思う。農薬推進派は、農薬は毒であることを何とか隠そうとし、「適正に使用すれば安全」と言っている。たとえば、「普通物」という言い方がある。農薬業界や行政は「毒物劇物取締法」で、毒物、劇物に指定されていない農薬を「普通物」と呼ぶ。反農薬東京グループが昨年、「普通物」という呼称はやめるべきと要望したところ、厚労省、農水省ともに「普通物という呼称は安全だという誤解を与える」から、以後、気をつけると言いながら、未だに平気で使用している。「普通物」と言われる農薬で、毎年数百人が死亡しているにもかかわらずである。

★農薬使用の現状

農薬取締法上、農薬は登録されたものしか使用できないことになっている。現在、日本の登録農薬は有効成分が約500種、製剤で約4500種もある。出荷量は約23万トン、有効成分は約6万トン（推定）で、単一作物で最大使用場所は水田である。

2008年のOECDのデータによると、耕地面積当

たりの農薬使用量は、日本は世界第二位だ。第一位は韓国となっている。ちなみに、2010年の日本の耕地面積は、約460万ヘクタール、そのうち水田が約250万ヘクタールである。

図1は、1958年からの農薬生産量の推移である。70年代が量としては最大で、少しずつ減少してきている。水田面積が減少したのも理由の一つだ。

農薬の種類別の出荷数量を見ると、減ってきたとはいえ、未だに有機リン系がトップだ。次がカーバメート系だが、近年になるとネオニコチノイド系が急増している。

図2で、有機リン、カーバメート、ネオニコチノイド系農薬の3種の出荷量の推移を示す。

図1 農薬生産量の推移

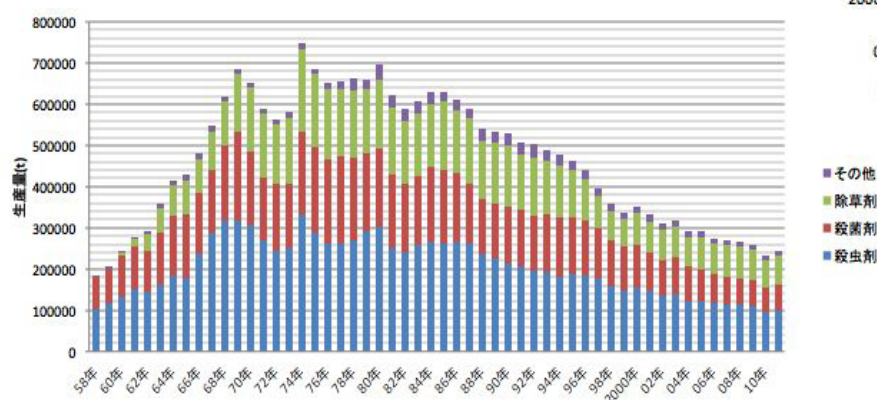
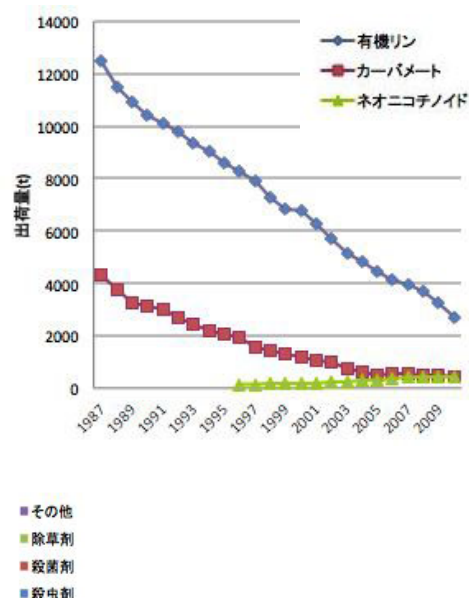


図2 有機リン、カーバメート、ネオニコチノイドの出荷量推移



★農薬規制の仕組み

農薬と全く同じ成分が家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤、シロアリ防除剤、動物用医薬品などさまざまな用途で使用されている。しかし、これらは別々の法律で規制され、中には全く規制がないものもある。この用途別規制が一番大きな問題だ。

現在の農薬と、その類似物質の主な法規制をあげる。

農薬取締法、薬事法、食品衛生法、水道法、毒物及び劇物取締法、P R T R法（化学物質排出把握管理促進法）、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

これだけの法律がありながら、健康被害、環境汚染を防ぐことができていない。

無規制の農薬類似品は以下の物がある。

シロアリ防除剤／衣料用防虫剤／不快害虫用殺虫剤／非植栽用除草剤／製品に添加されているもの（防虫畳、接着剤、抗菌加工製品、殺虫剤入り衣服・ネット、忌避剤など）

★農薬取締法の問題点

農薬取締法には、以下のような問題点がある。

- ・農耕地、森林、芝地、その他植物栽培場所以外での使用は農薬取締法の対象外であること。
- ・人の健康影響評価は作物への残留による影響が主で、大気、水、土壌経路による人体の影響は配慮されていないこと。
- ・自然環境への影響は魚介類、蚕、ミツバチなど一部の急性毒性評価しか行われていないこと。生態系への影響評価が行われておらず、野生生物への影響はほとんど考慮されていないこと。
- ・農薬の登録失効の原因が公表されず、毒性が明らかにならないこと。
- ・輸出用農薬は農薬取締法の適用外であること。
- ・化学物質過敏症患者が増えているにもかかわらず、それに対する対策がないこと。

★農薬による健康被害

いくつかの統計はあるが、すべて重度の急性中毒のみであり、それも全体を統一的に示したものはない。科学警察研究所は薬物中毒の統計を毎年発表し

ている。農薬によって死亡した人は2000年が709人、2008年が450人である。自殺がほとんどだが、この統計には東京都は入っていない。厚労省の人口動態統計では2010年の死亡者は495人になっている。死に至る前の中毒や化学物質過敏症に関しての統計はない。

★農薬の空中散布

有人・無人ヘリコプターによる農薬の空中散布が未だに実施されている。有人・無人ヘリ共に農薬の濃度は地上散布の100倍程度濃くなっている。大量に積み込めないため、濃度を濃くせざるを得ないわけだ。有人ヘリコプターによる空中散布は1960年代から水田を中心に始められ、80年代に最高174万ヘクタールを記録した後、反対運動の高まりなどで減少に転じ、2010年には7万ヘクタールになっている。

その代わりとして登場したのが産業用無人ヘリコプターによる空中散布だ。小回りがきくため、ふいに庭先まできて散布するという事例もあった。事故も多く、11年には物損事故だけで43件あった。

無人ヘリ散布に関する法的規制はない。

★住宅地周辺での農薬散布の規制

無人ヘリ散布はもちろんのこと、学校、病院、公園、公共施設、街路樹、個人の庭などに農薬散布され、苦しんでいる人が大勢いる。私たちは2003年の農薬取締法改定時に、生活環境での農薬規制を申し入れ、ようやく「住宅地等における農薬使用について」という通知が農林水産省から出された（その後、2007年に通知は改定され、農水省と環境省の2局長の発出となった）。しかし、この通知には罰則がない。現在、この通知の強化に取り組んでいる。

＜反農薬東京グループからのお願い＞

反農薬東京グループは2012年4月から、住宅地周辺での農薬使用を減らすために、通知「住宅地等における農薬使用について」の改定を求めて農水省・環境省と交渉を3回行いました。両省は、改定案のパブリックコメントを12月中に出すとしています（12月18日時点で未掲載）。

農水省のホームページをチェックして、改定案に対する意見を述べていただければ幸いです。

パネルディスカッション報告



国際セミナーの最後は、講演者4人に、日本在来種みつばちの会の藤原誠太氏、国民会議理事の水野玲子氏が加わり、国民会議事務局の中下裕子氏の司会でのパネルディスカッションが行われた。

藤原氏は、ミツバチは自然環境の門番であり、それを飼っている養蜂家はメッセンジャーであるという自負を持っていること、来年1月に養蜂振興法が改正されるが、そもそも養蜂振興法は農業によってみつばちが大量死したことがきっかけでできたものであり、制定当時も農業規制を盛り込めることができず、残念ながら今回の改正でもダメであった、非常に残念であると報告した。また、EUからの講演者らの話を聞いて予防原則の必要性を痛感したと講演の感想を述べた。

水野氏は、EUと日本を比較して、日本では「農業は毒なのだ」という意識が欠如していることに気付いたという。農水省は、日本の食糧安全保障のために農業は不可欠だが、フランスでは食糧安全保障にはポリネーターが不可欠だという。その違いを埋めていく必要があると感想を述べた。

司会の中下氏は、EUで2009年に制定された新しい農業規制では、空中散布の原則禁止やヒトへの影響だけでなく、標的外生物など生態系への影響も明記されており、これは日本の農業取締法にはないことだと述べた。

そして、中下氏は、なぜEUではこのような法規制が可能だったのかとEUのパネリストらに対して質問した。

この質問に対し、ノア・サイモン氏は、EUでの市民の安全意識の高まりが主な理由だろうと答えた。予防原則の法規制への適用はその延長線上にあるのだという。ある日突然規制ができたというのではなく、1991年の農業指令ではEU域内の農業管

理について最低限のスタンダードを決めただけだった、その後徐々に厳しくしていき、2009年の農業規制はより拘束力の強い「規則」となったのだという。

スーザン・ハフマンズ氏は、80年代から始まった様々な分野でのNGOの取り組み、それに伴ってのEUの市民の環境意識が明らかに高まってきたことが大きいという。環境を考えて再生紙の普及が進んだように、農業の分野でもイギリスではスーパーが残留農薬値を公表したりするケースも出てきた。また有機農業も拡大してきている。新しい持続可能な農業指令では、IPMという農業に頼らない害虫防除管理の積極的な採用も含まれている。人々の意識が高まり、選択肢が広がっていけば確実に変えることが可能になると言う。

クリスチャン・シェブル氏は、農業問題を自分たちに身近なものだとアピールすることが必要だと指摘した。例えば、EUでは、化学物質規制のキャンペーンの中で政治家の血液検査の結果を公表するなど、自分たちが化学物質汚染にさらされていることを市民に認識させた活動などを紹介した。

講演会場からは、農業以外の集合住宅の植木や家庭菜園に使用する農薬の規制について質問が出た。スーザン氏によれば、ドイツでは農薬を歩道にまくことが禁止されており、それはヒトへの影響というよりも水質汚染防護の観点からということだった。

最後に、司会の中下氏は、日本でもEUの例に学び、「農薬の使用をできるだけ削減すること为目标に、より安全なものや方法への代替化を促進し、より安全に農薬を使用するための教育を行うことが必要だ。国民会議として、持続可能な農薬管理のための法律を提言していきたい」という言葉で締めくくった。
(報告：事務局 植田 武智)